



隠岐ユネスコ世界ジオパーク新商品開発助成事業を募集します！

募集案内

本事業では、隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる、**隠岐の素材を使用した、隠岐らしい商品**の開発を助成することで、生産者の意欲向上、第一次産業を含む持続可能な地域社会の発展に資することを目的としています。また、『隠岐ユネスコ世界ジオパーク認定商品』へつながる商品が増えることで、旅行者の満足度向上、ひいては隠岐地域のブランド化の推進を目指しています。

募集期間

平成29年2月16日（木）～4月21日（金）（当日消印有効）

助成対象

次の2部門で助成します。

- ①**食品部門**（例：お茶、お菓子、惣菜など） ②**モノ部門**（例：アクセサリ、陶器、ストール、ストラップなど）

応募資格

隠岐郡内の企業、団体、個人事業主 ※本社、営業所または工場が隠岐郡内にあること。

応募条件

① 開発する新商品が、次の項目を満たしている企画案であること。

- ・隠岐らしさが明確に表現されていること。
- ・地質資源を消費して作られた商品でないこと。

例：化石や岩石の販売は不可。 ※地質資源を素材とした生活必需品でないため。

- ・素材の産地について

食品部門：主たる原材料が隠岐産であること。（食品表示の上位2番目までに隠岐産のものがあること）

モノ部門：商品の特徴づけるものとして、隠岐の原材料を使用すること。

- ・製造者又は販売者が隠岐の企業・団体・個人事業主であることが分かるよう、商品に隠岐の住所が明記できること。
- ・商品を継続的に販売できるような材料や加工所を確保できること。
- ・法令等を遵守できること。（食品衛生法・景品表示法等の関係法令、表示義務、知的財産権等）

② 新商品は、「隠岐ユネスコ世界ジオパーク・認定商品」への登録を目指すこと。

助成金額

30万円以内（予算範囲内で決定） 助成率は助成対象経費の2/3以内とする。

助成対象経費

- ① 商品、パッケージ、広告（ちらし、パンフレット）にかかるデザイン料/コーディネーター料（ブランディングなど）
- ② パッケージ、ちらし、パンフレットなどの制作費
- ③ 商品の開発に直接必要な材料、消耗品費（試作のための費用も含む） ※パソコンなど極端に汎用性の高い機材は不可。
- ④ 商品の開発に直接必要な機材、備品（助成額の1 / 2以内とする） ※デザインの著作権は製作者のものとしします。
- ⑤ 商品の開発に必要な研修、視察など、出張旅費 ※職員の人件費は対象外とします。
- ⑥ 郵送料、宅配料など

申請方法

所定の助成申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて申請受付窓口まで郵送またはご持参ください。隠岐郡域の各商工会、各役場、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会では申請支援を行っております。内容や申請書記入をご相談ください。助成申請書一式、制度の詳細は隠岐ユネスコ世界ジオパークのHPからダウンロード可能です。

URL : <http://www.oki-geopark.jp/>

申請先・問い合わせ先

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（平日 午前9時～午後5時まで） （担当：米倉）
住所：〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24番地（隠岐支庁県民局内）
TEL : (08512) 2-9636 FAX : (08512) 3-1322 E-mail : yonekura@oki-geopark.jp

スケジュール

- | | |
|------------|-------------------|
| ① 申請 | 平成29年2月～4月21日 |
| ② 審査、交付決定 | 平成29年5月中旬 |
| ③ 新商品の開発 | 平成29年5月中旬～平成30年2月 |
| ④ 報告書提出、確認 | 平成30年2月末日 |
| ⑤ 助成金の支払い | 平成30年3月 |

審査方法

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク新商品開発助成事業審査会」を開催し、審査員により審査を行い決定します。

※原則として、書類審査で行いますが、必要に応じて電話でのヒアリングや追加で資料の提出をお願いすることがあります。

※申請年度の助成金予算及び申請金額により、採択件数を決定致します。

審査基準

- ① コンセプト ② 独自性・主体性 ③ 地域性 ④ 将来性 の基準で審査を行います。

審査発表

審査結果は、申請書に記載された連絡先へ審査結果を通知いたします。

留意事項

提出された申請書類は返却致しませんので、必ず申込前に複写などをお取りください。